

出先機関の見直し

岩手県

○ 取組の概要

地方分権型社会の確率を目指し、県と市町村との新たな役割分担や市町村の行財政基盤の強化を踏まえ、県の総合出先機関である地方振興局の機能と配置について見直しを検討中。

○ 岩手県の概要



岩手県の概要

県庁所在地

- 岩手県盛岡市内丸10-1

人口

- 1,396,637人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

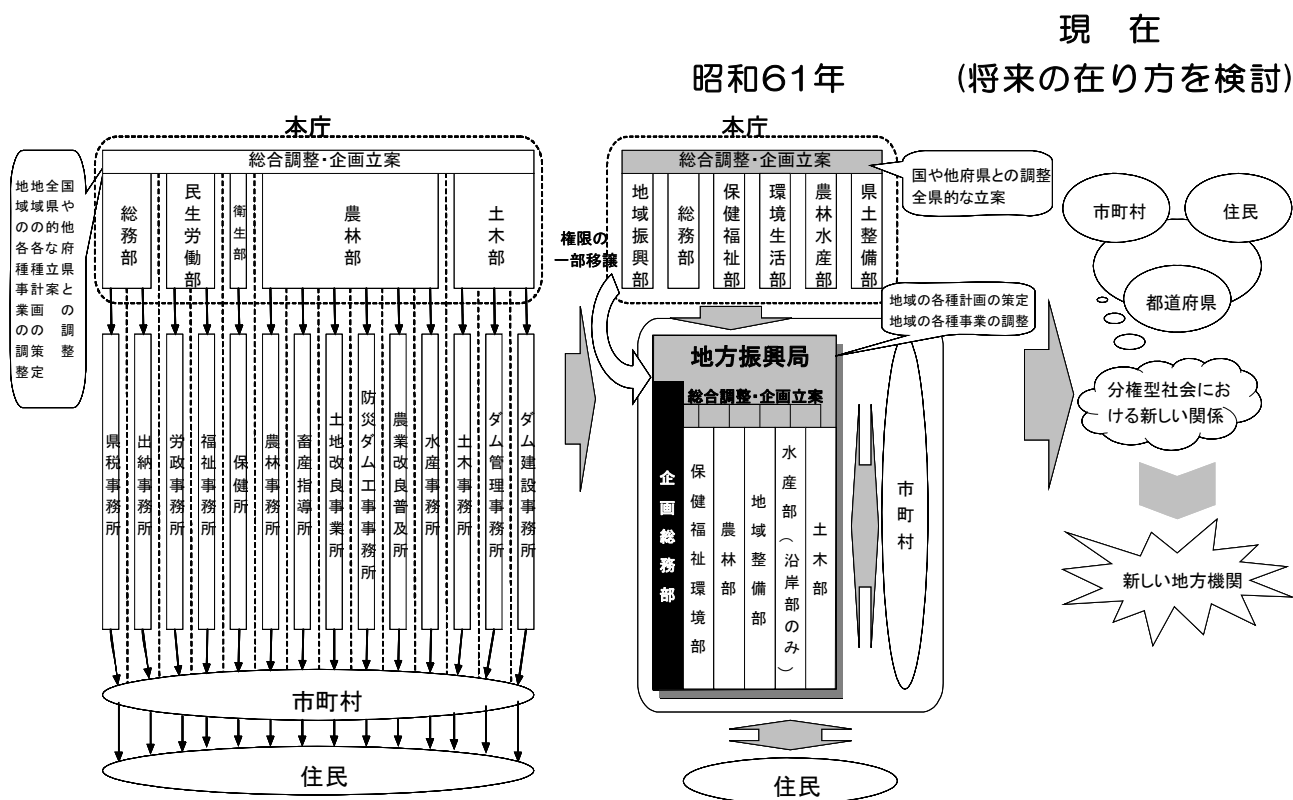
〇 取組について

1. 取組の背景

岩手県では、地方振興局への出先機関の統合を昭和 61 年に実施し、これまで本庁から地方振興局への大幅な権限委譲も実施している。現在、地方振興局が担っている住民に身近な総合サービスセンター的な役割は、今後、市町村への権限移譲に伴って縮小していき、地方振興局はより広い地域での広域行政を担い、産業振興など地域経営の拠点となっていくことが想定されている。

2. 取組の具体的内容

岩手県においては、今後の市町村の在り方も見極めながら、今後の地方振興局の在り方が検討されている。



具体的には、地方振興局に関して、近年、以下のような取組み・検討を実施している。

■平成15年度における組織体制の主な見直し

地方振興局については、昭和 61 年度に設置して以来、遂時、総合事務所と

しての機能の強化を図ってきたところであるが、この間、地方分権の進展や経済社会情勢の変化等、地方振興局を取り巻く環境は大きく変化した。特に住民自治確立の観点から、住民に身近な自治体である市町村による行政展開が求められている折、地域における県政の拠点機関である地方振興局の果たすべき役割を見直すと共に、各地域の実情も踏まえた上で内部組織全般の見直しを行うこととした。平成 15 年度における各地方振興局共通の見直し点は、下記のとおりである。

○ 組織・定数調整権限等の移譲

1. 局長の判断で配置できる定数を付与
→ 振興局の個別課題へのより重点的な取組みの実現
2. 局内の人員再配置を行う権限（兼任、兼務の発令）を局長に付与
→ 課題等への機動的・柔軟な対応の実現
3. 課長等に専決権を与える権限を局長に付与
→ 行政サービスの迅速な提供を実現

○ 企画総務部、税務部、保健福祉環境部

1. 課の組織を局長の判断のみで編成できる権限を付与
→ 現場主義の徹底による、確実・迅速・効率的な事務処理体制の確保

○ 企画総務部

1. 企画立案機能の強化
 - 1)部長業務を軽減し、企画立案への専念化
 - ① 管理主幹を設置（盛岡・水沢・宮古）※ ※：地域名は振興局名
 - ② 税務室を設置（一関・大船渡・釜石・久慈・二戸）
 - 2)企画外業務の整理
 - ① 産業保安業務の専任化
 - ② 砂利採石業務の移管
2. 会計業務の効率化
3. 出納監を局外に独立させ、審査機能を明確化

○ 保健福祉環境局

1. 廃棄物対策関係
→ 権限等を保健所長権限から振興局長権限に移し、より振興局一体となった総合的な施策展開を推進
2. 砂利採石業務を企画総務部から移管し、環境関係施策の一元的な取組みを確保

○ 農林水産部門

1. 農村整備事務所を部内室に再編し、農政部門の一体化・連携強化を推進
2. 農業改良部門を振興局の恒常的組織として再編し、農政部門と農改部門の連携強化を推進
3. 振興局勤務の家畜保健衛生所職員を原則として振興局に移管し、畜産振興体制を強化

○ 土木部

1. 住民に分かりやすい組織とするため、ナンバー名称（「工務第一課」等）を解消

（以上、「平成 15 年度における主な組織体制の見直しについて」
総務部人事課(2003 年 1 月、定例記者会見資料)より）

■平成 16 年度における組織体制の主な見直し

①特命課長の設置

市町村の合併支援や地場産業の振興などの地方振興局毎の重点課題への機動的な対応を図るため、特命課長を配置した。

②農林水産部、土木部門の課の組織を局長の判断で編成できる権限を付与

③企画総務部

職員体制のスリム化を図りつつ、会計事務の適正化を図るため、管理主幹を設置（花巻、北上、一関、千厩、大船渡、遠野、釜石、宮古）するとともに、出納監の駐在制度を廃止した。

■「岩手県行財政構造改革プログラム ～自立した地域社会の形成に向けて～」 （平成15年10月）による取組み

上記のような地方振興局の内部組織の見直しに加えて、岩手県行財政改革プログラムに沿って、以下のような取組みも行われている。

このプログラムの中で、地域振興局の在り方については、（4）市町村の自立への支援（地方振興局業務の市町村への包括的移譲）と、それを踏まえた（5）地方振興局の業務完結性の向上（12 地方振興局の再編）という、2つの観点から、取り上げられている。（下記の2つの図表を参照）

(4) 市町村の自立への支援

○ 市町村の自立を支援します。

住民に身近な行政サービスは、基礎的自治体である市町村が担いうるよう、その自立に向け積極的に支援します。具体的には、合併市町村の自立に向けた財政的支援やこれまで以上に市町村の要請に基づく円滑な権限移譲が進むよう、移譲の考え方や移譲事務一覧を含めた県事務の移譲指針を策定します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 合併市町村自立支援交付金の創設(7月)、交付 合併市町村への移譲可能事務リストの作成 県事務の移譲指針の策定(年度内) 			

(5) 地方振興局の業務完結性の向上

○ 地方振興局の業務完結性の向上を図ります。

市町村への権限移譲の推進、市町村合併の進展等により地方振興局の果たすべき役割は変化していく中において、より多くの県業務が地方振興局において完結されるよう地方振興局機能の充実・強化を図ることとし、そのための地方振興局の再編を進めます。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 広域生活圏の見直し 12地方振興局の再編の検討 			

(以上、「岩手県行財政構造改革プログラム～自立した地域社会の形成に向けて～」
(平成15年10月より))

3. 取組にかかる事業費

特になし。

4. 取組の体制

岩手県における地方振興局の再編については、総合政策室経営評価課が中心となってプロジェクトチームを設置して他部局と連携を図りながら、全庁的に検討を進めている。

5. 取組の成果

平成15年に発表されたプログラムの、その後の2年度の取組み実績を踏まえ、現段階では、地方振興局の在り方の見直しに関して、以下のような成果があげられている。

(4) 市町村の自立への支援

- ・「合併市町村への移譲事務パターン及び事務移譲手続きについて」の作成（平成16年1月）
- ・市町村合併に伴う県事務の移譲要望調査（合併協設置市町村対象、平成16年2月、8月）
- ・事務移譲（平成15年度:29事務、平成16年度:9事務）…局所管以外も含む
- ・「県事務の市町村への移譲指針」策定（平成17年4月）

(5) 地方振興局の業務完結性の向上

- ・広域生活圏の見直し素案公表（平成17年6月）
- ・12地方振興局の見直し素案公表（平成17年6月）
（下記の2つの図表も参照のこと）

(4) 市町村の自立への支援

○ 市町村の自立を支援します。

住民に身近な行政サービスは、基礎的自治体である市町村が担いよう、その自立に向け積極的に支援します。具体的には、合併市町村の自立に向けた財政的支援やこれまでに市町村の要望に基づく円滑な権限移譲が進むよう、移譲の考え方や移譲事務一覧を含めた県事務の移譲指針を策定します。

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	当初	<ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村自立支援交付金の創設(7月)、交付 ・合併市町村への移譲可能事務リストの作成 ・県事務の移譲指針の策定 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地方振興局所管事務を中心とした県事務の包括的移譲、 県事務の一括移譲(権限・財源・人的支援) </div>		
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村自立支援交付金の創設(7月)、交付(大船渡市,1億円) ・「合併市町村への移譲事務パターン及び事務移譲手続きについて」作成(平成16年1月) ・市町村合併に伴う県事務の移譲要望調査(合併協設置市町村対象、平成16年2月) ・移譲事務 7件 31事務 ・県事務の移譲指針の方向性を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村自立支援交付金交付(大船渡市,1億円) ・市町村合併に伴う県事務の移譲要望調査(合併協設置市町村【平成16年2月照会後合併協設置】対象、平成16年8月) ・移譲事務 2件 16事務 ・県事務の移譲指針を策定予定(3月) 		
<p>《取組みの現状・課題・今後の方向》 合併市町村自立支援交付金の創設、交付及び合併市町村への移譲可能事務リストの作成については、予定どおり実施しました。また、合併市町村への移譲可能事務リストを示して、合併協議会構成市町村に対し合併後の新団体での県事務の移譲希望について照会したところですが、現行合併特例法の期限内(平成17年3月までに合併申請)での合併を考えている市町村では、建設計画など協議する事項が多岐にわたり、かつ、期間の制約がある中での協議であるため、県事務の移譲まで検討が及んでいないのが実情です。 このようなことから、今後、実質的に合併協議会での協議が終了した市町村を対象に、具体の協議を進めてまいります。 県事務の移譲指針の策定については、地方振興局再編の検討の中で整理した市町村への移譲事務を基に、事務移譲の基本的考え方、移譲の進め方、市町村が担うことが適切な事務一覧表などを内容とした移譲指針を16年度末までに策定し、今後、市町村合併の動向や市町村の意向等を踏まえながら市町村の規模・能力に応じた事務移譲を積極的に進めてまいります。</p>					

(5) 地方振興局の業務完結性の向上

○ 地方振興局の業務完結性の向上を図ります。

市町村への権限移譲の推進、市町村合併の進展等により地方振興局の果たすべき役割は変化していく中において、より多くの県業務が地方振興局において完結されるよう地方振興局機能の充実・強化を図ることとし、そのための地方振興局の再編を進めます。

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
取組内容	当初	<ul style="list-style-type: none"> 広域生活圏の見直し 12地方振興局の再編の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 県総合計画の後期実施計画、地域計画の策定 		
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 広域生活圏の見直し資料収集等 	<ul style="list-style-type: none"> 広域生活圏の見直しについて検討し、見直し案を作成予定(3月) 12地方振興局の再編の検討を行い、再編案を作成予定(3月) 		

《取組みの現状・課題・今後の方向》
 広域生活圏の見直しについては、平成16年度からプロジェクトチームを設置し、地方振興局を含め全庁をあげて検討を行っております。平成15年度から資料収集等に着手、現在プロジェクトチームによる案の作成作業を進めています。
 今後の県政のあり方に關わる重要な事項であることから、基本的な考え方を検討する段階から市町村等へ提示し、意見を伺っていく必要があります。それらの意見を踏まえながら、平成16年度中に広域圏の設定案を取りまとめ、平成17年度早々に公表して、成果をまとめることとしております。
 12地方振興局の再編の検討については、広域生活圏の見直しと併せて検討を進めているところですが、今後、広域生活圏の設定案を踏まえて再編案を取りまとめるとともに、これを公表し、県民から意見を聴取しながら、平成18年4月を目途に再編を進めることとしております。

6. 今後の課題

地方振興局の今後の在り方の見直しに関して、以下のような課題がある。

市町村自立への支援

- 合併特例法の期限（平成 17 年 3 月 31 日までに合併申請）までに合併を申請した市町村では、事務の移譲まで検討が及んでいなかったが、市町村の意向に応じた事務の以上を具体的に進めるため、研究会を設置して検討を開始した。

地方振興局の業務完結性の向上

- 地域の課題は地域で解決できるよう本庁から地方振興局に権限、人、予算を委譲し、地域経営の戦略拠点としての機能を担う方向で具体的検討を進める必要がある。